

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年12月26日(平成28年(行個)諮問第193号)

答申日：平成29年3月9日(平成28年度(行個)答申第190号)

事件名：本人が申告した人権侵犯事件に係る記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書23に記録された保有個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月2日付け総第502号により特定法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、全部開示との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

開示する保有個人情報について、部分開示されたが、審査請求人が述べた情報だけが開示され、相手方がどのように対応したのか記載されている箇所について、黒塗りで一切分からなかった。このような状況では、審査請求人が求める情報の開示について意味を成さない。

##### (2) 意見書1

ア 審査請求人が特定日Aに特定法務局へ求めた、特定県特定施設所長から審査請求人に対する人権侵害について、特定日Bに「審判事実不明確」と決定されました。

イ どうしてこのような決定になったのか、理由が知りたいと思い、保有個人情報の開示を求めましたところ、部分開示されましたが、審査請求人が述べた情報だけが開示され、相手方がどのように対応したのか記載されている箇所について、黒塗りで一切分かりませんでした。このような状況では、審査請求人が求める情報の開示について意味を成しません。

ウ 相手方は、相手方(略)にとって都合の良い嘘や隠ぺいを繰り返し、審査請求人に対して人権侵害しました。

- エ 相手方の嘘や隠ぺいの体質が表されている証拠資料として、特定放送局で特定日Cにテレビ報道された内容と、特定日Dに特定新聞A特定支局最新ニュースで報道された内容を提示いたします。
- オ 相手方と一緒に審査請求人に対して人権侵害をした、特定県特定施設の当時の特定次長は、特定放送局の特定日Cのテレビ報道によると、「(略)」とのことでした。
- カ 上記オの報道内容について、審査請求人が特定新聞社B特定支局や特定新聞C特定支局に特定日Eに確認しましたところ、両新聞社ともに、特定放送局のテレビ報道と同じ内容で報道したとのことでした。
- キ なお、審査請求人が上記オの報道内容を知ったのは、特定日F頃でした。
- ク しかし、当時の特定次長は、(略)でした。それについては、特定日Dの特定新聞A特定支局最新ニュースで、特定所長も記者のインタビューに「(略)」と語っています。
- ケ 当時の特定次長は、(略)と語っています。
- コ それなのに、特定県は、「(略)」等の説明もなく、特定次長本人が言ったこととはいえ、「(略)」と報道発表しました。
- サ これでは、何も知らない一般視聴者の中には、特定県特定施設に同情する人が現れるかもしれません。また、「(略)」という間違っただイメージを与えかねません。
- シ 特に、特定所長は、審査請求人に対する人権侵害を繰り返し、審査請求人を(略)した後の特定日Gの歓送迎会の中でも、わざわざ審査請求人の横に来て、「(略)」と、審査請求人の(略)に対する差別的な発言をした一方で、特定日Dの特定新聞A特定支局最新ニュースの中では、「(略)」と同じ仲間である特定次長については、かばうような矛盾した発言をしています。
- ス 審査請求人は、審査請求人が勤務していた当時から、相手方や特定県人事課や、特定県特定施設を管轄する特定課に対し、口頭だけでなく、文書でも審査請求人に対する人権侵害への改善を求めてきましたが、全く改善されず、特定県人事課も特定課も、「現場(相手方)に一任している」として審査請求人に確認や中立の立場で話を聞くことも無く、相手方らによって(略)されました。
- セ 以上のような内容から、審査請求人が特定法務局へ求めた、特定県特定施設所長から審査請求人に対する人権侵害について、(略)でも嘘や隠ぺい体質が明らかのように、相手方は相手方にとって都合の良い嘘や隠ぺいを特定法務局に伝えている可能性が推測され、そのため、特定日Bに「審判事実不明確」と決定されたのではないかと考えられます。

ソ 相手方がどのようなことを言って、「審判事実不明確」という決定がなされたのか確認のために、処分庁の平成28年9月2日付けの審査請求に対する行政文書開示（部分開示）決定処分（原処分）について、「全部開示」との裁決を強く求めます。

タ なお、審査請求人が相手方に対して特定労働基準監督署を通じて行っている刑事告訴について、特定日Hに特定地方検察庁へ書類送検されましたことを付記します。

### (3) 意見書2

この度、特定日Iの特定新聞C特定地方版並びに、そのインターネット版「(略)」に本件と同じ相手方が審査請求人への特定容疑で刑事告訴され、書類送検されている内容について記事が掲載されましたことから、前回、平成29年2月2日に情報公開・個人情報保護審査会に提出させていただきました意見書1及び資料(略)に追加で、次のとおり、意見書2及び資料(略)を提出させていただきます。

ア 特定日Iの特定新聞C特定地方版及び「(略)」の記事は今回お送りします資料1(略)と資料2(略)のとおりです。

イ 相手方の特定県特定施設所長は、この記事の中で、特定労働基準監督署から事情聴取も受け、審査請求人が刑事告訴して、書類送検されることも知っておきながら、特定新聞Cの取材に、「書類送検されているとは知らなかった」と嘘をつきました。

ウ 特定所長が取材に嘘をついている証拠として、特定労働基準監督署の特定次長様にも確認したところ、特定所長は、審査請求人に対する労働基準法違反容疑で、事情聴取を受け、書類送検されることを知っていたとのことでした。

エ また、特定新聞Cでこの記事を担当した記者にも直接確認したところ、「書類送検されていて、本人が知らないということはありませんのに、取材の際、特定所長が書類送検されているとは知らなかったと答えたので、記事にした」とのことでした。

オ 既に特定法務局人権擁護課にも提出済みですが、審査請求人は特定県特定施設で働いていた時から、この施設を管轄する特定県特定課特定課長補佐宛てに特定日J付で、資料3-1から資料3-4(略)の手紙を送っていました。

カ 上記エと同様に、審査請求人は特定日Kに、特定県庁特定機関特定職員に、資料4(略)のとおり、(略)について交渉中であることを手紙で伝えましたが、審査請求人に対して、この件での返事もなく、審査請求人から刑事告訴され、書類送検に至っている今でも、特定県人事課も、今回の特定新聞Cの記事(資料1及び2(略))にあるように、(対応されていないから刑事告訴に至っているにも関わらず)

「対応済み」と記者に嘘を答えたことから、記事にしたとのことでした。

キ 審査請求人は、審査請求人が勤務していた当時から、相手方や特定県人事課や、特定県特定施設を管轄する特定課に対し、口頭だけでなく、文書でも審査請求人に対する人権侵害への改善を求めてきましたが、全く改善されず、特定県人事課も、特定課も、「現場（相手方）に一任している」として審査請求人に確認や中立の立場で話を聞くことも無く、相手方らによって（略）されました。

ク 以上のような内容から、審査請求人が特定法務局へ求めた、特定県特定施設所長から審査請求人に対する人権侵害について、今回追加でお送りする資料（略）からも特定県の嘘や隠ぺい体質が明らかのように、相手方は相手方にとって都合の良い嘘や隠ぺいで特定法務局の調査に答えている可能性が推測され、そのため、特定日Bに「審判事実不明確」と決定されたのではないかとかがえます。

ケ 相手方がどのようなことを言って、「審判事実不明確」という決定がなされたのか確認のために、処分庁の平成28年9月2日付けの審査請求に対する行政文書開示（部分開示）決定処分（原処分）について、「全部開示」との裁決を強く求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、特定日Aを開始日とする、審査請求人に係る人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記4の理由により、平成28年9月2日、保有個人情報の部分開示決定（原処分）をし、同日付け総第502号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

#### 2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

### 3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

### 4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である前記人権侵犯事件の調査記録（以下「本件人権侵犯事件記録一式」という。）の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人

以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申し出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなる事となる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とするものの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

- (3) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

#### 5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙のとおりである。

別紙中、「不開示理由」欄の(1)ないし(3)は、不開示理由が上記4の(1)ないし(3)のいずれに当たるかを示している。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月20日 審議

- ④ 同年 2 月 2 日 審査請求人から意見書 1 及び資料を収受
- ⑤ 同月 7 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月 2 2 日 審査請求人から意見書 2 及び資料を収受
- ⑦ 同月 2 3 日 審議
- ⑧ 同年 3 月 7 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が特定日 A に特定法務局に申立てをした審査請求人に係る人権侵犯事件記録一式に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 2 3 に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）をその対象として特定した上で、その一部が法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分維持が相当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件対象保有個人情報に係る開示実施保有個人情報を確認したところ、原処分（開示決定通知書）において不開示とする旨明記されていない部分（文書 1 3 の 6 枚目以降）が不開示とされていることが認められた。当該部分は、原処分に係る開示決定通知書上、不開示とする旨明記されていない以上、原処分において開示されたものと解するべきであるから、本件審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

もとより、原処分については、開示決定通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解するべきであり、行政不服審査法 4 8 条の規定により、審査請求を受けて原処分を審査請求人の不利益に変更することはできないことから、諮問庁が審査請求に対する裁決において、原処分で開示することとされた部分を不開示に変更することはできない。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 不開示部分について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、別紙掲載のとおり、事件記録表紙（文書 1）を先頭に、人権相談票（文書 2 等）や聴取報告書（文書 4 等）の外、決裁用紙（文書 1 0 等）や特別事件開始報告書（文書 1 1）、特別事件調査結果報告書（文書 1 8）等の計 2 3 文書から構成されてお

り、その内容から、これらの文書は、審査請求人を被害者とし、特定日Aを開始日とする特定の人権侵犯事件処理に関する一連の文書であると認められる。

上記各文書に記録された保有個人情報のうち、文書1ないし文書9、文書12、文書14、文書22及び文書23の13文書については、原処分において全部開示され、その余の10文書については、別紙の「不開示部分」欄に掲げる部分が、不開示とされていると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書10及び文書17の「起案日」欄、②文書11の「調査計画」欄、③文書18の「処理方針」欄及び「理由」欄、④文書19の「承認しようとする処理内容」欄及び「上記処理を相当とする理由」欄並びに⑤文書20の件名の一部及び本文には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれており、このような職員間での忌たんのない意見や内部での様々な意見が当事者等事件関係者に開示されると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得るほか、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には、特定法務局内部における特定の人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、当該事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があると認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程や、そこで出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、法務局の職員において、今後の人権侵犯事件一

般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- (3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分（上記(2)で判断した部分は除く。）について

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書13及び文書15の「聴取場所」欄，②文書13，文書15及び文書16の「被聴取者」欄及び「聴取内容」欄，③文書13の報告書本体末尾4行，④文書18の「目録」欄の一部並びに⑤文書21の「受信者」欄，「発信事項」欄及び「受信事項」欄には，審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報及び審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

当該部分を開示すると，被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり，調査そのものに協力することを拒否するようになり，十分な調査が実施できず，その結果，真相解明が困難となり，相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるなどから，これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。また，審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は，同条2号にも該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には，特定の人権侵犯事件において，特定法務局が審査請求人以外の関係者から事情聴取をした内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は，関係者の協力を得ながら行われるものであり，もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと考えられることから，これらの情報が開示され，関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実，その内容等が他の者に明らかにされると，関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして，調査に協力することを拒否するようになるなど，人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。また，人権擁護機関の事実認定は，人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず，当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたも

のであることから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書並びに不開示部分及び不開示理由）

文書番号	保有個人情報（文書名）	不開示部分	不開示理由 （第3の4 の該当項目）
1	事件記録表紙		
2	人権相談票		
3	同上		
4	聴取報告書		
5	同上		
6	同上		
7	人権相談票		
8	聴取報告書		
9	人権相談票添付音声データ（CD-R）		
10	決裁用紙	「起案日」欄	（1）
11	特別事件開始報告書	「調査計画」欄	同上
12	聴取報告書		
13	同上	「聴取場所」欄，「被聴取者」欄，「聴取内容」欄及び報告書本体末尾4行	（2）及び（3）
14	同上		
15	同上	「聴取場所」欄，「被聴取者」欄及び「聴取内容」欄	（2）及び（3）
16	同上	「被聴取者」欄及び「聴取内容」欄	同上
17	決裁用紙	「起案日」欄	（1）
18	特別事件調査結果報告書	「処理方針」欄	同上
		「理由」欄	（1）ないし（3）
		「目録」欄の一部	（2）及び（3）
19	特別事件処理求指示上申	「承認しようとする処理	（1）

	書	内容」欄及び「上記処理を相当とする理由」欄	
2 0	文書	件名の一部及び本文	同上
2 1	電話・口頭聴取書	「受信者」欄，「発信事項」欄及び「受信事項」欄	(2) 及び (3)
2 2	文書		
2 3	特別事件処理報告書		